

議案第 9 号

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 21 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年あきる野市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項」を「第 140 条の 68 第 1 項第 1 号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 25 年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後のあきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「当該主任介護支援専門員研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに同号」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 主任介護支援専門員研修の修了時 | 読み替える字句 |
|--------------------------|------------------------------------------------|
| 平成 23 年度までに修了した者 | 平成 31 年 3 月 31 日までに及び同日以降 5 年を超えない期間ごとに同項第 2 号 |
| 平成 24 年度及び平成 25 年度に修了した者 | 平成 32 年 3 月 31 日までに及び同日以降 5 年を超えない期間ごとに同項第 2 号 |

